

国民健康保険税率・限度額を変更しました

国民健康保険（国保）は、加入者のみなさま（被保険者）が病気やけがをされたときに、安心して医療機関にかかることができるように、国民健康保険税（国保税）を出し合い、みんなで支え合う制度です。国保税はみなさまの「健康」と「いざというときの安心」を守るための大切な財源です。

税率が変わりました

国保の主な財源は、国、県の負担金および加入者のみなさまの国保税です。

高齢化や医療技術の進歩などにより、医療費は年々増加し、長引く社会経済の低迷の影響で税収入が落ち込み、国保財政は大変厳しい状況になっています。

そのため、国保会計の貯金である「国保財政調整基金」の残高は年々減少し、国保制度を支えることが難しくなってきました。今後の国保運営を維持していくこと、被保険者の急激な負担増とならないように配慮して、国保率および賦課限度額の改正となりました。（表1をご参照ください）

今回の改正で、加入者のみなさまの負担が増えることになりませんが、ご理解とご協力をお願いします。

国保税の軽減について

軽減制度は、前年の所得が一定の基準以下の場合に、均等割額および平等割額の7割5割、2割が軽減されるものです。（表2をご参照ください）

この制度に該当される世帯は、申請の必要はありません。軽減制度は、国保加入者全員の所得金額が必要です。

問い合わせ
 総務部税務課（社庁舎）
 ☎ 43・0397
 市民安全部保険・医療課
 （滝野庁舎）☎ 48・3002

【表1】平成22年度の国保税率表（ ）内は平成21年度分です。

| 所得割額 | 被保険者の平成21年中の基準総所得金額に対し | 医療給付費分 (全加入者対象) | 後期高齢者支援金等分 (全加入者対象) | 介護納付金分 (40歳以上65歳未満対象) | |
|-------|--------------------------------|------------------------|------------------------|--------------------------|--------------------|
| | | 6.20% (5.57%) | 2.40% (2.48%) | 1.92% (1.92%) | |
| 資産割額 | 被保険者の本年度の固定資産税額(土地家屋にかかる税額)に対し | 7.70% (7.70%) | 2.70% (2.90%) | 2.90% (2.90%) | |
| 均等割額 | 被保険者1人ごとに(世帯の国保加入者数に応じて) | 25,000円 (23,000円) | 8,300円 (8,800円) | 9,400円 (9,400円) | |
| 平等割額 | 1世帯ごとに | 特定世帯以外の世帯 | 19,800円 (18,200円) | 6,600円 (7,000円) | 5,300円 (5,300円) |
| | | 特定世帯 | 9,900円 (9,100円) | 3,300円 (3,500円) | |
| 賦課限度額 | | 500,000円 (470,000円) | 130,000円 (120,000円) | 100,000円 (100,000円) | |

からの合計額が1年間の国保税額となります。ただし、賦課限度額を超えて課税することはありません。

特定世帯とは… 国保に加入していた方が後期高齢者医療制度に移られたことにより、世帯で国保被保険者が一人だけになる世帯。後期高齢者医療制度に移られてから5年間に限り、介護納付金分を除いて、平等割額が半額になります。申請の必要はありません。

【表2】国保税の軽減の対象となる前年所得の基準

| 均等割額・平等割額の軽減対象となる前年所得金額の基準 | 軽減割合 |
|--|------|
| 世帯主および国保加入者の合計所得金額が33万円以下の世帯 | 7割軽減 |
| 世帯主および国保加入者の合計所得金額が33万円+(24万5千円×世帯主を除く被保険者数と世帯主以外の特定同一世帯所属者の合算)以下の世帯 | 5割軽減 |
| 世帯主および国保加入者の合計所得金額が33万円+(35万円×被保険者数と特定同一世帯所属者の合算)以下の世帯 | 2割軽減 |

特定同一世帯所属者とは… 後期高齢者医療制度に移られたことにより、国保の資格を喪失した方

国民健康保険加入者で、入院時に高額な医療費を支払われている方へ

国民健康保険に加入される70歳未満の被保険者の方が、入院時に医療機関で1か月に支払われた一部負担金が左表の自己負担限度額を超えた場合、その超えた分は、市が医療機関に支払い、みなさまの負担は自己限度額で済む制度があります。（国保税の滞納がない世帯に限り）

限度額適用認定証等の交付には申請が必要です

入院時の自己負担限度額の適用を受けようとする方には、申請により、限度額適用認定証（住民税非課税世帯は「限度額適用・標準負担額減額適用認定証」を交付します。（医療機関へ認定証を提示することで、この制度が適用されます）

なお、限度額適用認定証の有効期限は毎年7月31日で、自動更新はされません。

この制度の利用を希望される方、またはすでに利用されている方で8月以降も引き続き認定証が必要な方は、申請の手続きをしてください。

認定証は、申請月の初日から有効となります。また、申請後郵送でお届けします。

70歳未満の方の自己負担限度額(月額)

| 所得の区分 | 自己負担限度額 |
|------------|---------------|
| 上位所得世帯の方 | 150,000円 + 1% |
| 一般世帯の方 | 80,100円 + 1% |
| 住民税非課税世帯の方 | 35,400円 |

「1%」は、実際にかかった医療費の総額が、上位所得世帯の場合は500,000円、一般世帯の場合は267,000円を超えた場合に、超過額の1%を加算します。

上位所得世帯とは、国民健康保険税の算定の基礎となる基礎控除後の総所得金額等が600万円を超える世帯のことです。

過去12か月間に、自己負担限度額を超えた支給が4回以上あった場合は、4回目から限度額が次のとおりになります。(月額)

| 所得の区分 | 自己負担限度額 |
|------------|---------|
| 上位所得世帯の方 | 83,400円 |
| 一般世帯の方 | 44,400円 |
| 住民税非課税世帯の方 | 24,600円 |

申請窓口
 保険・医療課または各庁舎の窓口センターで手続きをしてください。

（手続きには、国民健康保険被保険者証、印鑑が必要です）

70歳以上の方で、限度額適用・標準負担額減額適用認定証の交付の対象になる方には、個別に通知しています。

問い合わせ
 市民安全部保険・医療課
 （滝野庁舎）☎ 48・3002

国保税額の計算例（平成22年度と平成21年度の比較）

モデルケース
 家族構成 4人家族：夫（世帯主：所得有、固定資産有）、妻（所得無、固定資産無）、子ども2人（内2人が40歳以上65歳未満で介護納付金分対象者）
 所得金額 年間総所得金額 2,000,000円 - 基礎控除 330,000円 = 基準総所得金額 1,670,000円
 固定資産税額 83,000円 この額に資産割額の率を掛けます この額に所得割額の率を掛けます

平成21年度

| 国保税(+ +) 354,100円 | | | |
|---------------------|----------|------------|---------|
| | 医療給付費分 | 後期高齢者支援金等分 | 介護納付金分 |
| 所得割額 | 93,019円 | 41,416円 | 32,064円 |
| 資産割額 | 6,391円 | 2,407円 | 2,407円 |
| 均等割額 | 92,000円 | 35,200円 | 18,800円 |
| 平等割額 | 18,200円 | 7,000円 | 5,300円 |
| 計 | 209,600円 | 86,000円 | 58,500円 |

約4.6%の増額
 100円未満切捨て

平成22年度

| 国保税(+ +) 370,300円 | | | |
|---------------------|----------|------------|---------|
| | 医療給付費分 | 後期高齢者支援金等分 | 介護納付金分 |
| 所得割額 | 103,540円 | 40,080円 | 32,064円 |
| 資産割額 | 6,391円 | 2,241円 | 2,407円 |
| 均等割額 | 100,000円 | 33,200円 | 18,800円 |
| 平等割額 | 19,800円 | 6,600円 | 5,300円 |
| 計 | 229,700円 | 82,100円 | 58,500円 |